

24/2/6 令和5年度 石岡市議会全員協議会 第3回（令和6年2月6日）
（ハラスメント関係部分）

関口議長） 2点目でございますが、先日の総務企画委員会において、職員を対象としたハラスメントに関するアンケート集計結果に関する説明がありましたが、その中で議員からのハラスメントがあったとする回答がございました。

本市議会の最高規範である石岡市議会基本条例には「議員は、市民の代表として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めること」と議員の活動原則が定められており、また、石岡市政治倫理条例においても「市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしてはならない」と政治倫理基準の定めがございます。

改めて申し上げるまでもなく、議員は公職者として高い倫理観が求められております。行為者にそのつもりがなくとも、受け手がハラスメントと受け取ることもございます。発言や行動にあたっては、議会基本条例、政治倫理条例に即し、モラルを重んじた対応をいただくよう、議員各位におかれましては、よろしくお願いをいたします。